

水道料金コンビニ収納開始のお知らせ

コンビニで水道料金を納付できるようになりました！

平成30年4月から上下水道料金が全国のコンビニエンスストアで納められるようになりました。これにより、曜日や時間を気にせず上下水道料金をお支払いいただけます。

また、これまで皆さんが利用していた金融機関や役場の窓口に加えて北陸3県のゆうちょ銀行及び郵便局での納付も可能となります。

こんな納入通知書はコンビニで使用できません。

1. 納入期限が過ぎたもの
2. 金額を訂正したもの
3. 平成30年4月10日以前に発行されたもの
4. 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
5. バーコードの印字がないもの
6. 破損・汚損などによりバーコードの読み取りができないもの

※上記の場合は役場窓口または金融機関でお支払ください。

問合せ：上下水道課（TEL 52-3130）